

砂川市の地球温暖化

防止対策について

公明党
勲

問 砂川市地球温暖化対策推進実行計画の進捗状況について。

答 実行計画は、地球温暖化の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための計画として策定したものです。砂川市の事務事業の実施にあたっては、平成21年度を基準年度とし、計画期間は平成23年度から平成27年度までの5年間で、目標年度は27年度で、5%削減する事を目標としています。市立病院も対象施設となっていますが、基準年度では改築前の二酸化炭素排出量となっています。このため、見直す時期も含め検討することとしています。

問 環境家計簿の活用について。

答 平成18年度に作成し、希望者に配布していますが、19年度以降配布希望者も少なく、今後は、市のホームページからも利用いただけるよう準備しています。

問 ペレットストーブを市として

今後、施設で取り入れる考えについて。

答 本市の施設の暖房は、石油ボイラーや電気による集中暖房などが多く、ペレットストーブへの交換は経費の関係から現状では難しいが、今後の国、道の推移を見ながら、調査、検討してまいります。

問 排出量を減らす努力をし、残った排出量を他の場所で実現した排出削減量で相殺するカーボンオフセット制度の取組みについて。

答 今後の計画の見直しの中で、情報共有し、市民や事業者へも制度の普及・啓発をしていきます。



商店等後継者育成対策 事業創設について

新風会
多比良和伸

問 全国的に後継者不足の現状があり、砂川市においても経営者の高齢化が進む中で、後継者が少なく、今後の課題となっています。

後継者がたどったとしても現状、夫婦だけで食べていくのが精一杯で、呼び戻すことが困難な状況にあります。

一方、農業では新規就農に対する補助や、後継者に対する育成期間への補助がありますが、商工業への同様な補助は現在ありません。そこで、新規起業や、後継者に対する育成期間への補助が考えられないのか伺います。

答 現在、新規起業する場合にはいくつか補助事業がありますが、農業の様に、その後の育成期間、及び後継者対策としての補助はありません。農業は国策により、食料受給率向上に向け、新たな人材確保のための所得補償的な制度となっているものと認識しています。

問 砂川市の各政策は、まだまだ経営体力がある事業所への補助や、

後継者問題をはじめ様々な事情により残念ながらシャッターが降りてしまった後の政策はあります。

しかし、現状は一度シャッターが降りてしまうとなかなか復活していません。この現状を見ても、やはりシャッターが降りる前の政策も併せて必要だと思いますが、その点で新たな補助事業を創設する考えがないのか伺います。

答 先進的な市町村を調査しますと、一部商店の後継者に所得補償的な事例はありましたので、その事例等を調査・研究したいと考えています。



砂川市商店街

道立砂川少年自然の家の 存続と改修について

日本共産党
土田 政己

問 昭和50年に建設された、砂川少年自然の家は、あと2、3年で耐用年数を迎え、閉鎖や廃止が懸念されています。

砂川市として、道に対して、存続や改修計画について、どのように要望されているのか伺います。

答 砂川少年自然の家は、北海道子どもの国と隣接し、自然に恵まれた立地条件を生かした体験型プログラムが充実している施設として、道内の自然の家の中で最も利用されている施設です。

北海道教育委員会では、平成23年に「道立青少年教育施設の在り方」が示され、全道6か所の少年自然の家を体験活動支援施設として位置づけましたが、個々の施設の方向性については、地域における活用状況、稼働率などの利用実態や近隣における同種類施設の有無、施設の老朽化などの現状を総合的に判断し、存続の検討をすることとされています。

本年2月に「道立少年自然の家



砂川少年自然の家

の配置見直し」が取りまとめられ、洞爺少年自然の家を平成25年度末で廃止し、その他の5施設については、今後も利用実態、施設・設備の老朽化の現状等を勘案しながら、各施設の在り方について検討していくことになりました。

砂川少年自然の家の存続や改修についての要望は、平成10年度以降毎年のように要望してきましたが、平成28年には、耐用年数を超えることから、引き続き、施設の存続に向けた要望と耐震化や施設の改修に対する要望を行っていきます。

介護施設の

充実について

市民の声
小黒 弘

問 施設サービスの充実は、対象者が増えたからといってすぐに行き届くものではなく、現状の把握、長い期間での推計、ニーズの確かな把握など周到な準備が必要です。

現在、砂川市では高齢者を地域で支える仕組みづくりが進んでいます。一方、単身高齢世帯の増、老老介護世帯の増などが見られる中、介護施設の充実は地域で暮らす高齢者にとって「安心」の礎であり、喫緊の課題です。

①地域によって、施設サービスにおける一定の定員数が定められていて、それを超える施設の増床は認められないとされる「総量規制」はどうなっているのか。

②介護老人福祉施設「福寿園」、介護老人保健施設「みやかわ」の待機者数について。

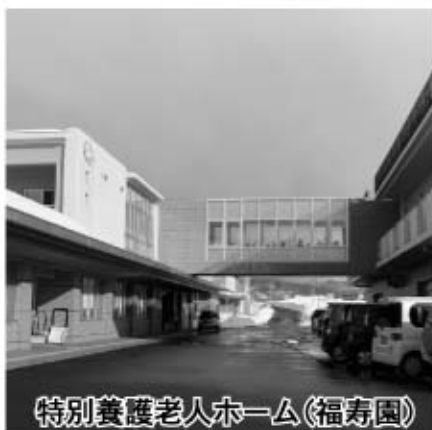
③特別養護老人ホーム「福寿園」を50床増やしたとすると、介護保険料基準額（現在は月4千400円）はいくら高くなるのか伺います。

答 ①施設の利用割合を示した参

酌基準が撤廃され、より地域の実情に応じた基盤整備が行えるようになりましたが、介護施設サービスの整備については、介護保険事業計画等に基づき進めるとされています。

②2月末現在で「福寿園」では、市内41名、市外17名、「みやかわ」では、市内7名、市外1名の待機者となっています。

③第5期介護保険事業計画策定時の被保険者数、市内の既存施設における市民の利用割合や要介護度別の入所状況等の数値を用い、概算で400円弱と試算しています。



特別養護老人ホーム(福寿園)